

第4回比較史研究会  
「室町幕府財政の発想 贈与・市場との関係」

2000.6.25

北海道大学 桜井 英治

はじめに

「土蔵一年中課役巨多なり」(『建内記』嘉吉元年 1441 9月14日条)

- ・京都の商業・流通活動にたいする課税、とくに土倉役への大きな財政的依存 室町幕府の特質。京都を本拠地に選んだことがこの財政構造を決定。
- 嘉吉の徳政一揆(1441年) 幕府最初の徳政令
- ・土倉に壊滅的打撃、深刻な財政難。
- 財政再建 増税に拠らない収入拡大。さまざまな錬金術。
- ・中世日本人の経済的発想、権力と市場とのかかわり方。

1. 土倉役

(1) 室町幕府の伝統的財源

御料所(将軍家直轄領) 将軍家の私的な財源(鎌倉幕府の関東御領・関東御分国)

- ・全国200ヶ所、ただし将軍家の生計を長期に支えた御料所は限られる。
- ・政所執事伊勢氏や将軍近習、荘園経営に長けた五山僧たちが管理。

地頭御家人役(鎌倉幕府の関東御公事)

- ・人別一貫文の地頭御家人役 幕府下級役人の給料、4町以上の田地を知行する地頭御家人に賦課。守護請。
- ・五十分の一の武家役(御公納役) 将軍家の私的な財源、所領からの総収入にたいする課税。土倉・酒屋役の成立により廃止か。戦国大名の軍役賦課法式に継承。

段銭(朝廷の一国平均役)

- ・1380年ごろ、幕府が一国平均役の賦課・免除権を朝廷から吸収。以後、将軍亭や五山禅院の造営・修理など、幕府固有の用途にも拡大。臨時課税。
- ・本来の一国平均役および大規模な工事の際は全国一律賦課、一般寺社の造営・修理の際は1ヶ国ないし2,3ヶ国の段銭を寄進。ごく小規模な工事の際は段銭でなく、洛中闕所屋を寄進。大規模な工事の際は棟別銭も賦課。
- ・段銭徴収の代官請負、水増徴収 差額収入の発生。守護請の一般化。
- ・荘園領主や守護、国人も独自に段銭を賦課。守護段銭は恒常化、守護の主要な財源に。戦国大名の段銭に継承。

守護出銭 守護の分担金。

- ・臨時課税。仙洞・将軍亭・寺社以下の造営・修理から将軍家の祈祷・仏事までさまざまな用途に。段銭などと異なり迅速な調達が可能。
- ・厳密な賦課基準をもたず。将軍不在の大名評定会議で決定。将軍は表向き知らないふり。あくまでも大名側から申し出る形式をとる。大名から将軍に対する贈与。

## (2) 土倉役・酒屋役

- ・1393年(明德4)に恒常的な税として導入。幕府による京都市政権の掌握により賦課が実現。年間6000貫文。
- ・とくに土倉役は「納銭」とよばれ、幕府の主要な財源に。1430年(永享2)当時には土倉役だけで一万千余貫文。その他、臨時の土倉役・酒屋役もあり。
- ・その後、味噌屋役や関銭なども財源に組み入れ、商業・流通課税への依存を強化。
- ・荘園領主や守護も独自に土倉役を賦課。

朝鮮使節通事尹仁甫「国に府庫なし。ただ富人をして支待せしむ。」(『老松堂日本行録』)

- ・室町幕府と土倉の緊密な関係。
- ・政所(幕府の財政担当機関)は独自の官庫をもたず、財産の保管から出納業務にいたるまでのすべてを民間の土倉(公方御倉)に委託。
- ・在京守護も特定の土倉を被官化して同様の財務方式を採用。
- ・切符(支払指図書)の発達。

### 土倉役・酒屋役の思想的背景

- ・有徳銭の課税原理、宗教的文脈 「稲荷・日吉・祇園三社祭の時、潤屋の賤民をもって本社(稲荷)の祭頭に差し、これを馬上と称す。」(寛喜3年 1231 11月3日後堀河天皇宣旨)、「馬上料足は京都の土倉にかけて儉約の儀をもてつとむべき」(「元徳二年三月日日吉社并叡山行幸記」)
- ・民衆の「富の平準化を求める意識」「喜捨や徳行を要求する意識」(保立道久「中世民衆経済の展開」『講座日本歴史3 中世1』東京大学出版会、1984年)
- ・1422年(応永29)伏見宮貞成親王の伏見宮御所修理 荘民の要求で領主段銭から土倉役に変更(『看聞日記』応永29年 1422 10月22日条) 富める者が支払うべし とする有徳思想・福德一致思想にもとづいた民衆の支持。

## 2. 徳政一揆

嘉吉の徳政一揆 1441年(嘉吉元)8月、京都周辺の土民らが債務破棄(質物のとりもどし、借書の破棄)を求めて土倉を襲撃。幕府最初の徳政令。

- ・債権・物権の安定化に逆行する現象。
  - ・本主(元の持ち主)の土地所有権の根強さ、本主と土地の呪術的な結びつき(笠松宏至・勝俣鎮夫)。動産のとりもどしについては説明しにくい。
- 「余慶あるの謂われをもって貧乏を救わるるの儀か」(『建内記』嘉吉元年9月14日条)
- ・徳政令の発想 “土倉は経済的にゆとりがあるのだから、貧者を救う義務がある。” 富者は貧者を救うべし 富める者が支払うべし (有徳思想・福德一致思想)
  - ・土倉役と徳政一揆は双生児。

### 3. 財政再建

#### (1) 贈与依存型財政

折紙銭 年未年始や将軍家の祝賀行事の際に人々が将軍家に献上する進物(銭)

- ・贈与社会 常時、莫大な額の折紙が貴族・武士たちの間を飛び交っている。
- ・将軍家への進物の財政的利用。「折紙方」、「折紙方奉行」 財源としての期待。
- ・将軍家仏事・年中行事・将軍亭造営をはじめ、遣明船の資金調達にも利用。
- ・折紙は法的拘束力をもたず。貧乏な貴族たち(贈与者)にとっては支払猶予手段。

献物 将軍の五山禅院への御成の際に寺院から将軍に贈られる引出物(物品)

- ・品目・数量ともに固定(小袖3重、盆1枚、緞子1反、高檀紙・杉原各10帖、年始御成は扇子20本と高檀紙10帖) 計算可能性・予測可能性 諸寺社の造営・修理費に流用。
- ・寺院Aが将軍に献上した献物を造営・修理を必要とする寺院Bにそのまま寄進。被寄進者は物納であるにもかかわらず、それらの銭建て評価額を記入した請取状を将軍に提出。将軍はモノを右から左に動かすだけで寺社の造営・修理費の支出という将軍の大任をはたすことができた。五山禅院への御成は集金活動。
- ・対明輸出用の扇子の調達 応仁度遣明船では進貢物として「皆彫骨扇子」100本、公貿易用として「三百文扇子」300本と「式百文扇子」80本を輸出(『戊子入明記』)。「皆彫骨扇子」と「三百文扇子」は五山禅院の年始御成献物を利用して調達。

#### (2) 公文官銭 本来は公文・公帖(住持職の辞令)の発給手数料。五山住持職の売官。

- ・公文への需要の大きさ(昇進の条件、権威志向)
- ・幕府は公文官銭めあてに公文を乱発、入寺しなくても前住持の資格が与えられるようになる(坐公文、居公文)。官銭は寺院の修理費などに寄進。
- ・特定寺院の公文を何通かまとめて修理の必要な寺院に寄進し、被寄進者がその公文を売却して、修理費を稼ぐ方法も普及(売公文)
- ・1451年(宝徳3)の遣明船 一号船を請け負った天竜寺にたいし、義政は諸寺の公文106通を与え、天竜寺はそれらを希望者に売却して渡航費用を捻出。

#### (3) 徳政分一銭 1454年(享徳3)享徳の徳政一揆の際に導入。

- ・債務額の10分の1(翌年5分の1に)を幕府に納入することを徳政令適用の条件に 徳政令適用の有料化、土倉との共倒れを招いた嘉吉の徳政令への反省から考案。
- ・翌年からは債権保護を求める債権者にも適用 幕府はどちらに転んでも収入を確保。

#### (4) 売物・代物 将軍家「御物」の売却・放出。

- ・幕府の銅銭ストックの払底 将軍家が所有する莫大な美術品が支払手段に。
- ・オークションにかけて希望者に買い取らせ、その売上金を支払いに回す方法もあったが、物納が圧倒的。1460年代に入るとほとんど濫用に近い状態に。

1464年(寛正5)4月足利尊氏室赤松登子百年忌仏事料60貫文(鎧・太刀)

1465年(寛正6)6月足利義教二十五年忌仏事料300貫文(絵軸・太刀)

1465年(寛正6)7月足利義政生母日野重子三回忌仏事料100貫文(太刀11振)

1466年(文正元)4月足利基氏百回忌仏事料30貫文(盆3枚)

1466年(文正元)6月慶雲院卵塔・棧敷造営料 114貫715文(盆3枚)

(5)「御物」の経済的利用

- ・困窮した貴族の質草用に無償貸与 将軍自身の質草に 御物の売却・放出。
- ・幕府の財政状態を反映。

(6)贈答品市場

- ・献物と売物 被寄進者が献物・売物を売却・換金。贈答品市場(オークション)
- ・1429年(1429)9月足利義教の奈良下向の際、興福寺大乘院が引出物として義教に贈った腹巻の流れ 興福寺大乘院 (贈与) 義教 (寄進/返却)

興福寺 (85貫文で売却・換金) 醍醐寺三宝院満濟 (贈与) 大内盛見

- ・献物・売物の評価額

	1460.03.02	1460.04.13	1460.04.25
盆1枚		13,000文	10,000文
小袖3重	9,000文	7,500文	7,500文
緞子1反		3,700文	3,500文

品質や実勢価格を反映。少なくとも固定価格(強制価格)ではない。とくに市場参加者の少ない商品(盆のような奢侈品)ではオークションが価格形成市場になりえたか。

- ・勅使への恩禄(砂金10両)

1432.07	義教任内大臣	砂金10両代 25貫文(現銭)
1432.12	義教任左大臣	" 27貫文(切符)
1446.12	義政叙従五位上	" 30貫文(切符)
1475.04	義尚叙正四位下	" 20貫文(現銭)
1475.09	義尚任参議	" 30貫文(現銭)

金の市場価格を反映。

- ・公文官銭 幕府が住持職を売り出す寺院と売り出さない寺院。人気のある寺院とそうでない寺院。これもオークションによる価格形成を想定しうる。

おわりに

- ・室町幕府の財政再建 公権を足がかりとした税収の拡大には向かわず、贈答儀礼や種々の手数料収入、「御物」の放出といった一企業体としての収益拡大に向かった。
- ・売物・献物・公文にたいする市場の規定性に注目するとき、幕府は一個の市場参加者。
- ・室町将軍の権力基盤の弱さ。守護勢力の自立化が進行し、幕府が全国政権としての本来的性格を喪失しつつあったこの時期、この傾向は一層強化。
- ・「諸人上意をも聞き入れ候はず候間、公方にもすなわち御還念候て一分是も腰にまかれ候はではにて候間、七万貫ばかりまず御倉に上様御重宝入れ候か。この外利銭は員数を知らず候。」(『大乘院寺社雑事記』文明11年 1479 3月17日条裏、正月29日随心院蔵宝書状) 武力から財力へ、日野富子の手腕(金融業・米相場への進出、夫婦別会計)
- ・市場を統制しようという志向は希薄。16世紀に何度か制定された撰銭令以外、市場にかかわる立法なし。物価統制手段としての沽價法を有していた王朝国家の姿勢とは対照的。

- ・室町幕府の財政規模の小ささ（食糧自弁原則、渡来銭） 初期江戸幕府の市場介入（食糧支給原則、自鑄貨幣）